

平成30年度 介護保険制度の改正について

1 改正の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を図るもの

2 改正の概要

(1) 居宅サービス

○共生型サービス（訪問・通所，短期入所）の創設

・共生型訪問介護

障害福祉制度における居宅介護，重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型訪問介護の指定を受けられる

・共生型通所介護

障害福祉制度における生活介護，自立訓練，児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型通所介護の指定を受けられる

・共生型短期入所生活介護

障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る）の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられる

(2) 地域密着型サービス

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和（年4回から年2回に変更）

・オペレーターの要件緩和

○地域密着型特別養護老人ホーム，認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

・身体拘束の適正化

記録の義務

委員会の開催（年4回以上）

指針の作成

従業員に対する定期的な研修の開催

(3) 施設サービス（特養，老健，療養型）

・身体拘束の適正化

・介護医療院サービスの追加（療養型）

(4) 居宅介護支援，介護予防支援

・主任ケアマネであることが管理者の要件となる。（居宅介護支援のみ）

・利用者が，医療系サービスの利用を希望している場合，意見を求めた医師等に対してケアプランの交付を義務づける。